

公 示 日 : 2025 年 9 月 3 日 (水)

調達管理番号 : 25a00435

国 名 : ベトナム

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理・気候変動対策第一グループ第一チーム

調 達 件 名 : ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 10 月中旬から 2026 年 1 月中旬
- (2) 業務人月 : 0.97
- (3) 業務日数 : 準備業務 現地業務 整理業務
5 日 14 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2025 年 9 月 17 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8)

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 29 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

- （２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属

元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム国（以下ベトナム）における急速な経済発展と都市化の進行に伴い、ハノイ市等の大都市を中心に廃棄物発生量が増加し、近年の増加率は 10～16%と予測されている。都市部における一般廃棄物（家庭ごみ及び事業系ごみ）の収集率は 全国平均で約 75%、ハノイ市約 87%、ホーチミン市約 94%と比較的高い水準であるが、最終処分場の約 7～8 割がオープンダンピング型であり、全国的に処分場容量の逼迫が問題となっている。衛生埋立処分場の整備と併せ、発生源での分別や中間処理等を通じた一般廃棄物の減量・減容化が急務である。

こうした状況下、ベトナムは適切な廃棄物管理の推進に向けて、下流部分にあたる廃棄物処理のみならず、上流部分にあたる「モノ」の生産も含めた資源循環を考慮し、SDGs や脱炭素にもつながる持続的な発展に向けて、「循環経済¹（サーキュラーエコノミー）」を進めていく戦略を掲げている。2021 年に策定されたベトナム国家社会開発計画（2021-2025）では、環境保護の推進を重要戦略の中に位置づけ、循環経済についても明記されている。また、2020 年に改正された環境保護法において循環経済に関する規定が盛り込まれ、循環経済に向けた国家計画の策定・実施が定められ、2025 年には、2035 年を目標とした循環経済に係る国家行動計画（National Action Plan on Circular Economy、以下「NAPCE」という。）が首相決定として公布された。さらに生産者への拡大生産者責任（EPR）の制度化、市民による廃棄物の分別収集及び重量別の料金支払い等、循環経済に向けての様々な政策が定められている。

ベトナムにおける廃棄物管理は 2019 年以降、天然資源環境省（MONRE）が一元的に担っており²、2025 年の省庁再編後は農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment、以下、「MAE」という。）が管轄している。循環経済については、MAE 傘下の農業環境戦略政策機関（Institute of Strategy, Policy on Agriculture and Environment、以下「ISPAE」という。）が政策全般を担当している。また、商工省（MOIT）が持続可能な生産と消費に関する国家計画を定めている。

¹ 「循環経済」とは、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の「線形経済」とは異なり、従来の3R（Reduce, Reuse, Recycle）の取組に加え、あらゆる経済活動において資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を指す（令和3年環境白書より）。

² 2019年までは一般廃棄物は建設省（MoC）、産業廃棄物はMONRE（当時）の所管だった。

しかしながら、NAPCE の効果的な実行に向けては、生産から消費・処分に亘る資源全体の流れ（マテリアルフロー）を明確にし、収集・運搬や中間処理・リサイクルを行うための状況分析等が不可欠であるが、必要な情報が不足していると同時に MAE に共有される体制にはなっていない。また、EPR 制度は開始されているものの生産者が回収・リサイクルを行うためのリサイクル（中間処理）業者が不足しており、廃棄物管理を担う企業・施設に関する情報基盤の構築も求められる。循環経済の効果的な実施を評価するための仕組み検討や、政策実施を担う MAE 及び ISPAE の能力強化が必要とされている。

以上のような背景から、ベトナム政府から我が国に対して循環経済に向けた廃棄物管理能力強化を目的とした技術協力が要請された。本事業では、関係省庁・民間セクター・その他ステークホルダーとの協議・連携を通じて、固形廃棄物管理分野における循環経済モデルの適用促進を目指し、循環経済に向けた政策・計画の策定・実施に係る能力強化を図る。

本調査においては、協力要請の背景・内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案含む）を策定するとともに先方関係機関に求める負担事項等を確認する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2025 年 10 月中旬～2025 年 10 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ② ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025年11月上旬～2025年11月中旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 要請背景・内容
 - イ） 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ） 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向を調査し、事業内容の重複感に留意し、連携に向けた検討可能
 - オ） ジェンダーの視点に立った取り組み導入の可能性の検討
 - <JICA 事業における ジェンダー主流化のための手引き【環境管理】
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>（2023 年）>を参照。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案））を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議

議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。
特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び
代表的教訓レファレンス³を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめ
を行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。

（3）整理業務（2025 年 11 月中旬～2026 年 1 月中旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2026 年 1 月 14 日（水）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

³ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 11 月 2 日～11 月 15 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と 1 週間程度遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 循環経済（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：英・越通訳を傭上予定

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団

員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第一チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表 (案)
- ・ 要請書
- ・ PROJECT DOCUMENT (ベトナム側作成、2023 年 11 月)
- ・ Survey on Circular Economy in Vietnam, Final Report (JICA、2022 年 7 月)
- ・ Data Collection Survey on Promotion of Waste Management toward Circular Economy in Vietnam, Final Report (JICA、2024 年 2 月)
- ・ National Action on Implementing Circular Economy by 2035 (ベトナム 首相決定、2025 年 1 月)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上